

策定年月	令和5年1月
見直し年月	令和〇年〇月

麦・大豆国産化プラン

産地名：大山町

（作成主体：大山町農業再生協議会）

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

【大山町内各地区の栽培作物の特徴】

大山町は、北部を日本海に面しており、南部は、中国山地最高峰である大山がそびえ立つ雄大な自然環境を誇る。

米子市に隣接する大山地区は、古くから水稻栽培が盛んであり、大山町の中央に位置する名和地区では、丘陵地で芝やリンゴの栽培が盛んである。琴浦町と隣接する中山地区では、ブロッコリーや梨の栽培が盛んである。

【大山町の農業における課題と現状】

大山町では、全国でみられる状況と同じく、農業者の高齢化と後継者不足が長年の課題となっている。しかし、その一方、複数の農業法人が高性能の農業用機械や農業用ドローンの導入などスマート農業に積極的に取り組むと同時に農地の団地化を推し進める動きも活発になっている。

【麦・大豆生産の現状】

麦は、農業者と民間の実需者との個別契約により、大豆や飼料作物との二毛作を含めて近年作付面積が増加している。今後は、適地を中心にした作付推進、畝立播種技術の導入等による湿害対策、適期収穫の徹底により収量、品質の向上を目指す。

麦は、現在町内で約16ha栽培されており、主にパン・麺用小麦である。品種については、実需者と毎年協議の上決定している。

大豆は、町内加工団体による利用等が年々増加の傾向にあり、消費者の国産大豆への要望も強い。そのため、大豆・麦等生産体制緊急整備事業により機械を導入した農業者による作付面積の拡大及び団地化を図り、需要に応じた良質大豆の生産をさらに推進する必要がある。品種としては、鳥取県推奨品種の‘星のめぐみ’と‘サチユタカ’を中心に約74ha栽培されている。

【課題と解決に向けた取り組み】

1. 湿害対策

麦、大豆ともに、圃場内の排水対策が課題となる。近年の傾向として播種の時期に突然の大雨で種が腐り発芽しなかったなど、圃場内での湿害が年々増加傾向にある。もともと湿気が多い田であるため、排水口まで暗渠をすることや、サブソイラーで心土破碎をして排水をよくする必要がある。

2. 高性能機械の導入による生産の高度化・省力化

小麦に関してはパン・麺類用のため、収穫後成分分析が行われる。ただ収穫適期であっても、一雨ごとに品質が悪化するため、一気に収穫することが必要となる。分析結果が悪ければ買い取ってもらえず、経営に影響してくる。現在30a収穫するのに1時間30分程度はかかり、大豆も小麦も脱粒が少なく能率の高いコンバインが必要になる。

3, 乾燥調整施設の整備

大山町内で乾燥調整を一貫して行っているのは一法人だけである。新規で小麦栽培を始めたいと相談を受けても、当該法人の設備では受け入れる量に余裕がなく荷受けが困難な状況である。

J A 鳥取西部に依頼することもできるが、米の乾燥機を使用するために別途清掃費用がかかり現実的ではない。J A 鳥取西部が専用施設を新規導入するか、現存の施設能力を上げるかの選択となる。

乾燥調整の問題だけでなく、新規で参入するとなれば人員の確保や大型の農業用機械の導入など初期投資が高額となるため個人農家では現実的ではない。

4, 団地化の推進


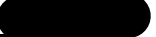
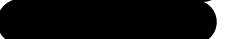

人・農地プランと連携しつつ、大型担い手農家を中心に団地化に向けた話し合いを実施し、土壌・排水条件・作業の効率化等に配慮し、団地化に向けた取り組みを行う。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2. 産地と実需者との連携方針

【小麦】

現状収穫された小麦は、へほぼ全量出荷されている。
メインであるパン用に製粉しプロジェクトメンバーのがパンとして販売するほか、小麦粉やパンケーキ粉、乾麺などで地元スーパーで販売されている。また、大山町内のや伯耆町のにも販売されている。

【大豆】

大豆は、町内の豆腐製造業者に少量出荷をしているが、ほぼ全量がJA鳥取西部へ出荷されている。

〈小麦〉

	産地：(株)諸遊農場	実需者： 	最終実需者
現状(R4)	39,810kg	39,000kg	
目標(R7)	60,000kg	59,000kg	
			

〈大豆〉

	産地：(株)諸遊農場	実需者： 	最終実需者
現状(R4)	21,513kg	21,000kg	
目標(R7)	30,000kg	29,500kg	

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

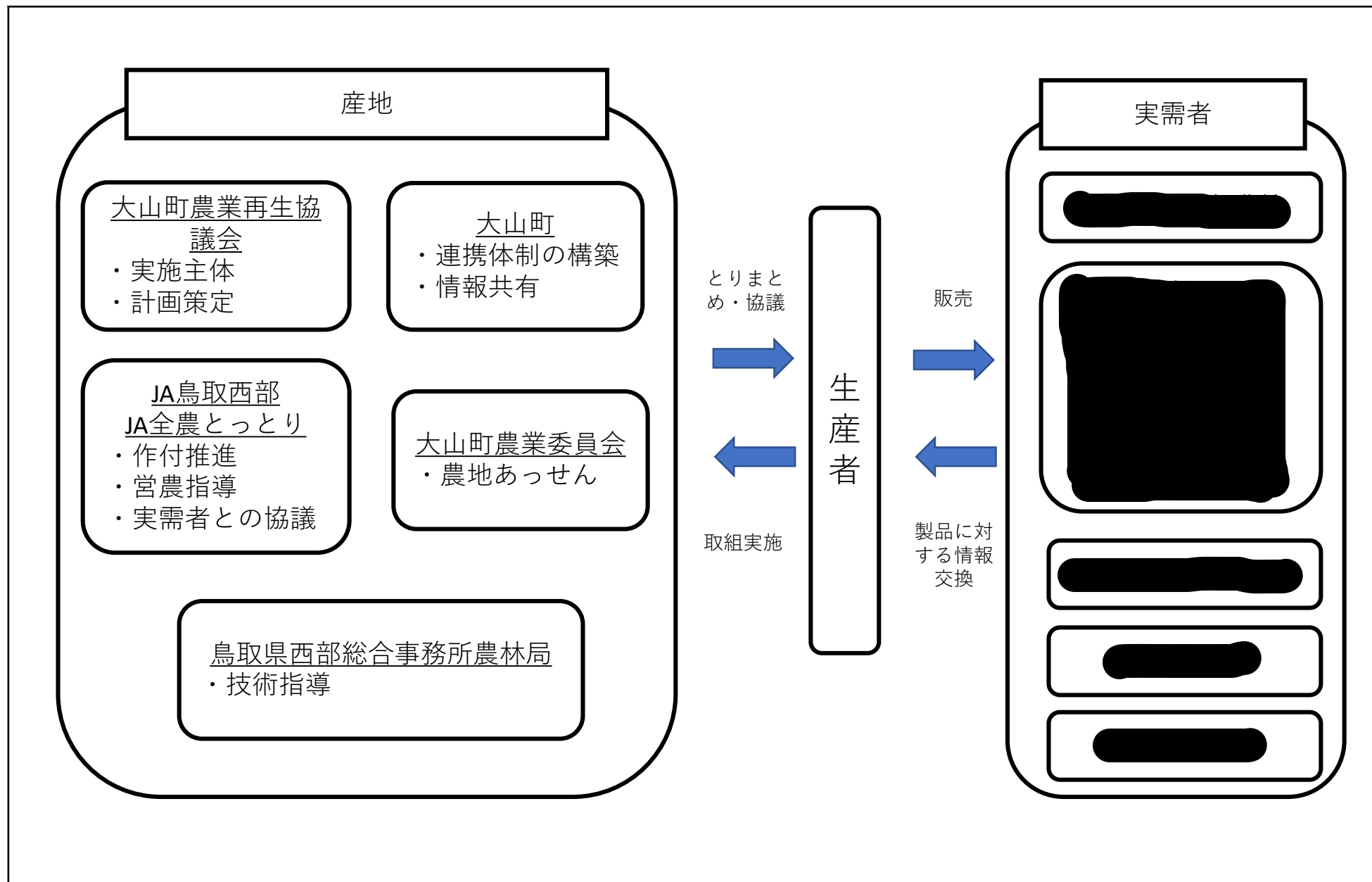
※ 小麦の実需者は、小麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産小麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。